

環境影響評価（環境アセスメント）に係るお知らせ

平成16年1月22日

川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）第27条の規定に基づき、「（仮称）溝の口久本マンション計画」に係る条例環境影響評価書の写しの縦覧を次のとおり行います。

1 指定開発行為者

- ・住友不動産株式会社
取締役社長 高島 準司
東京都新宿区西新宿二丁目4番1号
- ・株式会社大京
代表取締役 長谷川 正治
東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目24番13号
- ・株式会社明豊エンタープライズ
代表取締役 梅木 篤郎
東京都渋谷区渋谷三丁目9番9号

2 指定開発行為の名称及び種類

（1）名称

（仮称）溝の口久本マンション計画

（2）種類

- ・高層建築物の新設（第2種行為）
- ・住宅団地の新設（第2種行為）
- ・大規模建築物の新設（第2種行為）

3 指定開発行為を実施する区域

川崎市高津区久本三丁目210番地1ほか

4 指定開発行為の目的及び内容

（1）目的

共同住宅の建設

（2）内容

ア 区域面積	19,410.4 m ²
イ 土地利用計画	
（ア）住宅棟	3,004.9 m ²
（イ）駐車場棟	297.8 m ²
（ウ）屋外駐車場	319.8 m ²

(エ) 駐輪場	175.2 m ²
(オ) ごみ集積所	183.1 m ²
(カ) 緑化地	4,870.0 m ²
(キ) 車路	935.6 m ²
(ク) 歩行者路、広場等	9,624.0 m ²

ウ 建築計画

(ア) 構造

・住宅棟	RC (鉄筋コンクリート造)
・駐車場棟・ごみ集積所	S (鉄骨造)

(イ) 階数 地下1階、地上32階

(ウ) 高さ 99.50 m

(エ) 建築面積 4,394.4 m²

(オ) 延べ面積 85,944.0 m²

(カ) 容積対象面積 55,902.0 m²

(キ) 建ぺい率 22.6%

(ク) 容積率 288.0%

(1) 計画人口 (計画戸数)

1,955人 (648戸)

5 指定開発行為の施行期間

着手予定：平成16年1月

完了予定：平成19年1月

6 条例評価書の写しの縦覧期間、場所及び時間

(1) 期間

平成16年1月22日(木)から平成16年2月20日(金)まで
ただし、土曜日、日曜日等閉庁日を除く。

(2) 場所

川崎市：中原区役所、高津区役所、高津区役所橘出張所、宮前区役所、多摩区役所
及び本庁 (環境局環境評価室)

世田谷区：砧総合支所、玉川総合支所及び世田谷区役所 (環境総合対策室環境課)

調布市：調布市役所 (環境部環境保全課)

(3) 時間

午前8時30分から午後5時まで

(世田谷区は、午前9時30分から午後4時30分まで)

(調布市は、午前8時30分から午後5時15分まで)